

福島市 特定創業支援等事業

創業支援等事業者が開催するセミナー等を受講した場合、受講後に本市から証明書が発行されます。この証明書には、以下の**3つのメリット**があります。

メリットを受けるまでのステップ



創業希望者

創業支援等事業者が
開催するセミナー等を受講
※事業者は裏面参照

交付申請書を
市役所へ提出

証明書を発行
※1週間程度で発行

証明書を各種
支援窓口へ提出
メリットを受ける

創業期にうれしい！3つのメリット

メリット
1

登録免許税の軽減

・登記にかかる登録免許税が1/2に軽減されます。

※対象…「創業を行おうとする方」または「創業後5年未満の個人」

※株式会社・合同会社の税率…資本金の0.35%に軽減（従来:0.7%）

※本市発行の証明書の効力…他市区町村での創業、設立時では軽減されません。



メリット
2

創業関連保証の利用

・創業融資を受ける際の「無担保・第三者保証人なし」となります。

※利用対象…事業開始6か月前から（従来:創業2か月前から）創業後5年未満

※本市発行の証明書の効力…他市区町村での創業、設立時でも特例を活用できます。

（登録免許税の軽減と取り扱いが異なります）

メリット
3

新規開業支援資金（日本政策金融公庫）の貸付利率の引き下げ

・貸付利率引き下げの対象として、同資金を活用することが可能になります。

※本市発行の証明書の効力…他市区町村での創業、設立時では軽減されません。

市内の創業支援等事業者は裏面をご覧ください

特定創業支援等事業者（セミナー開催事業者）

福島商工会議所

事業推進部経営支援課 ☎024-536-5511

◎創業スクール ※特定創業支援等事業

○創業個別相談（通年）

東邦銀行

法人コンサルティング部 ☎024-523-0972

◎「とうほう創業支援塾」※特定創業支援等事業

○創業融資

福島銀行

営業支援部法人支援課 ☎024-525-2941

◎創業支援セミナー ※特定創業支援等事業

○創業融資

福島信用金庫

営業推進部本業支援課 ☎024-523-3664

◎「ふくしん創業塾」※特定創業支援等事業

○創業個別相談（通年）

○創業融資

支援機関（窓口相談等）

日本政策金融公庫 福島支店

国民生活事業 ☎024-523-2341

○創業セミナー・個別相談会

○創業融資

福島市・福島まちづくりセンター

☎024-522-4841

○各種創業支援に関する補助事業

○チャレンジショップ事業（チェンバおおまち1階）

福島県信用保証協会

経営支援室 ☎024-526-1530

○経営相談会

飯坂町商工会, 松川町商工会, 飯野町商工会

○窓口相談支援（通年）

福島駅西ロインキューベートルーム

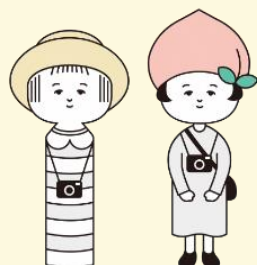
☎024-525-4048

○相談支援型創業支援



福島市特定創業支援等事業とは？

福島市が国の認定を受けた計画にもとづき、
関係機関（金融機関、商工会議所など）が実施する事業です。



【お問合せ】

福島市 産業雇用政策課 創業推進係

☎ 024-525-7658

✉ sangyou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

HPはこちら

